

## 金融機関向け IFRS ニュース 2020 年 12 月

クリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております（※1）。

### < 今月のハイライト >

- **バーゼル銀行監督委員会による「銀行の外部監査についての補足ノート - 予想信用損失の監査」の公表：**  
バーゼル銀行監督委員会は、2014 年に公表されたガイダンス「銀行の外部監査」に対して、予想信用損失の監査に関する内容を補足するものとして「銀行の外部監査についての補足ノート - 予想信用損失の監査」（全 39 ページ）を公表しました。予想信用損失の見積りの監査における監督当局の期待、及び銀行の監査委員会が外部監査人に行う可能性のある質問を示すことにより、国際的に活動する銀行に対する質の高い監査に貢献することを目的としており、予想信用損失の主要な要素（予想及び将来予測情報、マクロ経済シナリオ及びウェイト付け、モデル、信用リスクの著しい増大に係る要件、開示）についての検討についても論じられています。
- 『A Closer Look - 金利指標改革 フェーズ 1（IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正）並びにフェーズ 2（IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正）を適用する際の金融商品に係る開示』の和訳の掲載：  
金利指標改革プロジェクトにおける 2 つのフェーズで導入された金融商品に係る開示について説明しています。金利指標改革の性質上、異なる金融商品は異なる時期に代替的な指標金利に移行するため、フェーズ 1 とフェーズ 2 の IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の開示が同時に必要になる可能性がある点に注意が必要です。
- **国際評価基準審議会（IVSC）による金融商品評価に関する公開草案の公表：**  
国際評価基準審議会（IVSC）は、IVS 第 500 号「金融商品」のうちガバナンス及びデータに係る改善に関する最初の公開草案（全 29 ページ）を公表しました（コメント期限：2021 年 4 月 19 日）。
- **IASB 会議における IFRS 第 9 号「金融商品」の適用後レビュー、及び資本の特徴を有する金融商品に関する議論：**  
IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定に関する適用後レビューについては、2021 年第 3 四半期に公表予定の情報要請において公開で協議する事項を識別することに役立ため、2021 年前半にアウトリーチを実施する計画となっています。また、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトについては、リサーチ・プロジェクトから基準設定プロジェクトに移行する（公開草案の公表を可能にするため）旨が暫定決定されました。

## < 今月の記事一覧 >

カテゴリー	発信元 (※2)	記事のタイトル
新型コロナウイルス感染症	【IASB】	<a href="#">IASB がニュースレター『Investor Update』(新型コロナウイルス感染症により生じた財務報告上の課題に対する IASB の対応の振り返りを含む) を公表しました。</a>
金利指標改革	【トーマツ】	<a href="#">『A Closer Look- 金利指標改革 フェーズ 1 (IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正) 並びにフェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正) を適用する際の金融商品に係る開示』の和訳が掲載されました。</a>
金融商品	【BCBS】	<a href="#">「銀行の外部監査についての補足ノート - 予想信用損失の監査」が公表されました。</a>
	【DTT】	<a href="#">『現在予想信用損失の会計処理に関する Roadmap (2020) 』(USGAAP 関連) が掲載されました。</a>
	【IVSC】	<a href="#">国際評価基準審議会 (IVSC) が金融商品評価に関する公開草案を公表しました。</a>
サステナビリティ	【CDP, CDSB, GRI, IIRC & SASB】	<a href="#">プロトタイプ的气候関連財務情報開示基準が公表されました。</a>
	【DTT】	<a href="#">『目的に基づく事業報告 in Focus- 新たなプロトタイプ的气候関連財務情報開示基準 - 世界的なサステナビリティ基準へ向けた進展の加速』が掲載されました。</a>
	【トーマツ】	<a href="#">『A Closer Look- 気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポーティングに対する投資家の需要』の和訳が掲載されました。</a>
	【各種団体】	<a href="#">IFRS 財団評議員会のサステナビリティのコンサルテーションについて各種団体がコメントしました。</a>
保険契約	【EU】	<a href="#">EU が IFRS 第 9 号「金融商品」の適用の一時的免除に関する IFRS 第 4 号「保険契約」の修正を正式に採択しました。</a>
	【China, Saudi Arabia & India】	<a href="#">世界における IFRS 第 17 号「保険契約」の導入状況が掲載されました。</a>
リース	【ASBJ】	<a href="#">公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」(IFRS 第 16 号の修正案) の和訳が公表されました。</a>
のれん及び減損	【DTT】	<a href="#">デロイトが IASB のディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」についてコメントしました。</a>
	【ASBJ】	<a href="#">ASBJ が IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」に対するコメントを公表しました。</a>
	【JICPA】	<a href="#">日本公認会計士協会 (JICPA) が IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」に対するコメントを公表しました。</a>
共通支配下の企業結合	【トーマツ】	<a href="#">『IFRS in Focus- IASB が、「共通支配下の企業結合」に関するディスカッション・ペーパーを公表』の和訳が掲載されました。</a>
連結	【IASB】	<a href="#">IASB が IFRS 第 10 号から IFRS 第 12 号の適用後レビューに関する情報要請を公表しました。</a>

	【ASBJ】	<a href="#">情報要請 IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューの和訳が公表されました。</a>
	【トーマツ】	<a href="#">『IFRS in Focus- IASB が、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューに関する情報を求める』の和訳が掲載されました。</a>
全般	【トーマツ】	<a href="#">『IFRS in Focus- Closing Out 2020』（2020 年 12 月 31 日以後に終了する会計年度の財務報告に係る論点）の和訳が掲載されました。</a>
	【DTT】	<a href="#">『USGAAP と IFRS の相違点の理解』が掲載されました。</a>
	【IASB】	<a href="#">IASB 議長が新型コロナウイルス感染症及び IFRS 基準の今後の動向について言及しました。</a>
会議	【IASB】	<a href="#">2020 年 12 月の IASB 会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。</a>
	【IFRIC】	<a href="#">2020 年 12 月の IFRS 解釈指針委員会会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。</a>
ワーク・プラン	【IASB】	<a href="#">IASB がワーク・プランを更新しました - 変更点の分析（2020 年 12 月の会議）</a>
コンバージェンス	【ASBJ】	<a href="#">「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」が改訂されました。</a>
		<a href="#">第 447 回企業会計基準委員会の概要（投資信託の時価の算定に関する取扱いの検討及びリースに関する会計基準の開発）が公表されました。</a>

※1 公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。なお、時制は、各記事の掲載時点のものとなります。

※2 発信元の正式名称は末尾の < 凡例 > をご参照ください。

## < 記事本文 >

### ◆新型コロナウイルス感染症

（2020 年 12 月 16 日）

[【IASB】IASB がニュースレター『Investor Update』（新型コロナウイルス感染症により生じた財務報告上の課題に対する IASB の対応の振り返りを含む）を公表しました。](#)

当ニュースレター（約 11 ページ相当）は、最近の会計トピック、及び、財務報告関連トピックを、投資家向けに簡潔にまとめています。

以下のトピックが含まれています。

- Spotlight – 新型コロナウイルス感染症により生じた財務報告上の課題に対する IASB の対応の振り返り
  - 新型コロナウイルス感染症に関する論点に対処するための基準設定活動
  - ステークホルダーを支援するための教育マテリアルの公表
  - 新型コロナウイルス感染症による出張制限がある中での投資家との関わり

当文書は[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

## ◆金利指標改革

(2020年12月2日)

[【トーマツ】『A Closer Look - 金利指標改革 フェーズ1 \(IFRS第9号及びIAS第39号の修正\) 並びにフェーズ2 \(IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第4号及びIFRS第16号の修正\) を適用する際の金融商品に係る開示』の和訳が掲載されました。](#)

当ニューズレター (全17ページ) では、金利指標改革プロジェクトにおける以下2つのフェーズで導入された金融商品に係る開示について説明しています。

- フェーズ1：IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の修正
- フェーズ2：IFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第4号「保険契約」及びIFRS第16号「リース」の修正

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆金融商品

(2020年12月7日)

[【BCBS】「銀行の外部監査についての補足ノート - 予想信用損失の監査」が公表されました。](#)

バーゼル銀行監督委員会は、2014年に公表されたガイダンス「銀行の外部監査」に対して、予想信用損失の監査に関する内容を補足するものとして「銀行の外部監査についての補足ノート - 予想信用損失の監査」(全39ページ)を公表しました。

<本文書の目的>

予想信用損失の見積りの監査における監督当局の期待、及び銀行の監査委員会が外部監査人に行う可能性のある質問を示すことにより、国際的に活動する銀行に対する質の高い監査に貢献する。

<本文書の構成>

Part 1：外部監査人への監督当局の期待及び監査委員会が外部監査人に行う可能性がある関連する質問

Part 2：外部監査人への監督当局の期待及び予想信用損失の主要な要素(※4)についての検討の詳細

1. 職業的専門家としての懐疑心及び経営者の偏向
2. 重要な虚偽表示リスクの評価
3. 内部統制
4. 専門家の利用
5. 監査証拠

※4 予想信用損失の主要な要素として以下の5つを挙げています。

- a. 予想及び将来予測情報
- b. マクロ経済シナリオ及びウェイト付け
- c. モデル

- d. 信用リスクの著しい増大に係る要求事項
- e. 開示

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年12月2日)

**[【DTT】『現在予想信用損失の会計処理に関する Roadmap \(2020\)』\(USGAAP 関連\) が掲載されました。](#)**

当ニューズレター(全218ページ)では、ASU第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」(ASC第326号「金融商品－信用損失」)の要求事項に、デロイトの解釈及び例示を組み合わせて記載しています。

なお、付録A「USGAAPとIFRS基準の比較」(p.186－p.200)にて、IFRS第9号「金融商品」との相違点がまとめられています。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年12月15日)

**[【IVSC】国際評価基準審議会 \(IVSC\) が金融商品評価に関する公開草案を公表しました。](#)**

国際評価基準審議会 (IVSC) は、IVS第500号「金融商品」のうちガバナンス及びデータに係る改善に関する最初の公開草案(全29ページ)を公表しました(コメント期限:2021年4月19日)。

詳細は[こちら](#)(IVSCのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆サステナビリティ

(2020年12月21日)

**[【CDP, CDSB, GRI, IIRC & SASB】プロトタイプ的气候関連財務情報開示基準が公表されました。](#)**

包括的な企業報告システムの実現に向けた[共同声明の公表](#)に続き、5つの国際的に重要なフレームワーク及び基準の設定団体(※5)は、プロトタイプ的气候関連財務情報開示基準(全53ページ)を公表しました。

同ペーパーでは、サステナビリティの問題がいかに関企業価値を生み出したり損なったりするかに係る開示を可能とするグローバル基準の開発の出発点として、現在の枠組み、基準及びプラットフォーム、並びに気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)が定めた要素をどのように組み合わせて利用することができるかを示しています。

詳細は[こちら](#)(CDSBのウェブサイト)

※5 気候開示プロジェクト(CDP)、気候変動開示基準委員会(CDSB)、グローバル・レポート・イニシアティブ(GRI)、国際統合報告評議会(IIRC)、米国サステナビリティ会計基準審議会(SASB)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年12月21日)

**【DTT】『目的に基づく事業報告 in Focus - 新たなプロトタイプの気候関連財務情報開示基準 - 世界的なサステナビリティ基準へ向けた進展の加速』が掲載されました。**

当ニュースレター（全4ページ）は、以下を含むトピックについて取り上げています。

- 5つの基準設定団体が新たなプロトタイプの気候関連財務情報開示基準を公表
- 国際統合報告評議会（IIRC）と米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）が合併し、バリュー・レポートング財団（Value Reporting Foundation）を設立
- IFRS 財団評議員会のサステナビリティに関するコンサルテーションに対するフィードバック

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年12月1日)

**【トーマツ】『A Closer Look - 気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポートングに対する投資家の需要』の和訳が掲載されました。**

当ニュースレター（全7ページ）では、パリ協定の背景、「パリ協定準拠」の意味するもの、IFRS 財団の公表物や教育マテリアルにて強調された要求事項、及びそれらが実務においてどのように適用され得るかについて説明しています。

[今月の記事一覧へ](#)

**【各種団体】IFRS 財団評議員会のサステナビリティのコンサルテーションについて各種団体がコメントしました（日付、リンク及びコメントの概要は以下参照）。**

2020年9月に公表されたIFRS 財団評議員会のサステナビリティのコンサルテーション（グローバルなサステナビリティ基準に対する需要及び当該基準の開発において当財団が果たす役割の評価を目的とするもの）について、各種団体が以下のとおりコメントを公表しました。

日付	団体名	コメントの概要	リンク
2020年12月24日	証券監督者国際機構（IOSCO）	■協議文書に規定された「成功のための要求事項」がどのように満たされているかを評議員が検討することを条件に、IFRS 財団の下にサステナビリティ基準審議会（SSB）を設立することを支持する。	<a href="https://iasplus.com/iosco-responds-to-the-ifrs-foundation-s-sustainability-consultation">IOSCO responds to the IFRS Foundation's sustainability consultation (iasplus.com)</a>
2020年12月24日	日本公認会計士協会（JICPA）	■サステナビリティ報告に関する一貫性のある基準開発を進め、そのためにIFRS 財団にサステナビリティ報告に関する基準設定主体を新たに設置するという提案を支持する。 ■将来的に財務諸表監査との連携の下で、非財務情報に対しても一定の保証が提供されることが望ましい。	<a href="#">IFRS 財団 市中協議文書「サステナビリティ報告」に対するコメントについて   日本公認会計士協会 (jicpa.or.jp)</a>

2020年12月22日	金融安定理事会 (FSB)	<p>■世界的に一貫した情報開示を促進するための重要なイニシアティブとして、まずは気候関連の財務情報開示の基準に重点を置くというIFRS財団理事会の推奨するアプローチを支持する。</p> <p>■IFRS財団が気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言 (投資家、債権者、アセットオーナー及び保険会社が、重要な気候関連リスクを理解できるように有益で明確かつ一貫性のある気候関連財務情報開示が行われることを目的とした任意の提言をまとめたもの) を気候関連の財務情報開示の基礎として用いることを強く奨励する。</p>	<a href="https://iasplus.com/fsb-responds-to-the-trustees-sustainability-consultation">FSB responds to the Trustees' sustainability consultation (iasplus.com)</a>
2020年12月17日	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)	<p>■グローバルな非財務情報基準を要請すると同時に、IFRS財団の下にサステナビリティ基準審議会 (SSB) を設立することを支持する。</p>	<a href="https://iasplus.com/response-of-accountancy-europe-to-the-trustees-sustainability-consultation">Response of Accountancy Europe to the Trustees' sustainability consultation (iasplus.com)</a>
2020年12月17日	欧州監督機構 (ESAs)	<p>■グローバルな非財務報告基準の開発を支持する。</p>	<a href="https://iasplus.com/esas-respond-to-the-trustees-sustainability-consultation">ESAs respond to the Trustees' sustainability consultation (iasplus.com)</a>
2020年12月15日	グローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI)	<p>■サステナビリティ報告の需要が高まっているというIFRS財団評議会の評価に同意し、基準開発を含めIFRS財団等と共同で取り組んで行く。</p>	<a href="https://iasplus.com/gri-comments-on-the-trustees-sustainability-consultation">GRI comments on the Trustees' sustainability consultation (iasplus.com)</a>
2020年12月11日	国際会計士連盟 (IFAC)	<p>■IFRS財団の下にサステナビリティ基準審議会 (SSB) を設立することを要請する (IFACは、当コンサルテーションが公表される以前の2020年9月にすでにSSBの設立を提唱している)。</p>	<a href="https://iasplus.com/ifac-comments-on-the-trustees-sustainability-consultation">IFAC comments on the Trustees' sustainability consultation (iasplus.com)</a>
2020年12月3日	気候変動対策・ファイナンス担当国連特使 (UN)	<p>■サステナビリティ基準審議会 (SSB) の設立を支持する。</p>	<a href="https://iasplus.com/creation-of-new-ifrs-ssb">Creation of new IFRS SSB (iasplus.com)</a>
2020年12月1日	デロイト (DTT)	<p>■グローバルな課題にはグローバルな解決法が必要であり、グローバル・レベルでの基準設定を支持する。</p> <p>■IFRS財団のガバナンス及び監督の下にサステナビリティ基準審議会 (SSB) を設立することを支持する。</p>	<a href="https://iasplus.com/we-comment-on-the-trustees-sustainability-consultation">We comment on the Trustees' sustainability consultation (iasplus.com)</a>

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆保険契約

(2020年12月16日)

**[【EU】EUがIFRS第9号「金融商品」の適用の一時的免除に関するIFRS第4号「保険契約」の修正を正式に採択しました。](#)**

EUは、「IFRS第9号の適用の一時的な免除の延長」(IFRS第4号の修正)を採択する実施規則を公表しました。

- 当修正により、IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号の適用の一時的な免除の固定の満了日が、2023 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に延期される。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020 年 12 月 30 日)

**[【China, Saudi Arabia & India】世界における IFRS 第 17 号「保険契約」の導入状況が掲載されました。](#)**

世界第 2 位の保険市場である中国は、IFRS 第 17 号を 3 年間の移行期間をもって導入することを決定しました（強制発効日：中国のすべての上場保険会社は 2023 年 1 月 1 日、その他の中国の保険会社は 2026 年 1 月 1 日）。

また、サウジアラビアは IFRS 第 17 号の修正（2020 年 6 月公表）を導入済みであり、インドは当該修正の導入について現在協議中です。

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆リース

(2020 年 12 月 10 日)

**[【ASBJ】公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS 第 16 号の修正案）の和訳が公表されました。](#)**

ASBJ は、IASB が 2020 年 11 月 27 日に公表した公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS 第 16 号「リース」の修正案）の和訳（全 29 ページ）を公表しました。

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆のれん及び減損

(2020 年 12 月 21 日)

**[【DTT】デロイトが IASB のディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」についてコメントしました。](#)**

2020 年 3 月に公表されたディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」について、デロイトがコメント・レターを公表しました。

以下の考えを示しています。

- のれん償却を再導入しないという IASB の予備的見解を支持しない。
- のれんの過大計上に係るリスクを軽減するためには、償却及び減損テスト（減損の兆候がある場合）の混合モデルが望ましいと考える。
- のれん償却の再導入なくして、毎年の定量的な減損テストに係る要求事項を削除する提案には強く反対する。

コメント・レター（全 17 ページ）は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)



(2020年12月28日)

[【ASBJ】ASBJがIASBディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」に対するコメントを公表しました。](#)

2020年3月に公表されたディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」について、ASBJがコメント・レターを公表しました。

以下の考えを示しています。

- のれん償却を再導入すべきである。
- 償却期間については、経営者の見積る「将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間」に基づくべきであり、上限を10年とすることを提案する。

コメント・レター（全32ページ）は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年12月28日)

[【JICPA】日本公認会計士協会（JICPA）がIASBディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」に対するコメントを公表しました。](#)

2020年3月に公表されたディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」について、JICPAがコメント・レターを公表しました。

以下の考えを示しています。

- のれん償却を再導入すべきである。
- 償却期間については、経営者の合理的な見積りに基づくものとし、上限を設定する（10年を議論の出発点とする）ことを提案する。

コメント・レター（全17ページ）は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆共通支配下の企業結合

(2020年12月1日)

[【トーマツ】『IFRS in Focus - IASBが、「共通支配下の企業結合」に関するディスカッション・ペーパーを公表』の和訳が掲載されました。](#)

当ニュースレター（全7ページ）は、2020年11月にIASBの公表したディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」の中で示された主要な概念について説明しています。

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆連結

(2020年12月9日)

[【IASB】IASBがIFRS第10号からIFRS第12号の適用後レビューに関する情報要請を公表しました。](#)

IASBは、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」が財務諸表利用者にとって有用な情報を提供しているか、適用が困難又は基準の一貫した適用を妨げるような要求事項があるか、及び基準の適用に関連して予想外のコストが生じたかについて識別するための情報要請を公表しました（コメント期限：2021年5月10日）。

日本語サイトは[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年12月17日)

[【ASBJ】情報要請IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューの和訳が公表されました。](#)

ASBJは、IASBが2020年12月9日に公表した情報要請IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューの和訳（全32ページ）を公表しました。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年12月11日)

[【トーマツ】『IFRS in Focus - IASBが、IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の適用後レビューに関する情報を求める』の和訳が掲載されました。](#)

当ニュースレター（全6ページ）は、IASBが2020年12月9日に公表したIFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」に関する情報要請について説明しています。

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆全般

(2020年12月3日)

[【トーマツ】『IFRS in Focus - Closing Out 2020』（2020年12月31日以後に終了する会計年度の財務報告に係る論点）の和訳が掲載されました。](#)

当ニュースレター（全19ページ）は、2020年12月31日以後に終了する会計年度の財務報告に係る論点について述べています。

以下のトピックが含まれています。

- 純損益計算書における新型コロナウイルス感染症に関連する項目の表示
- 予想信用損失
- IFRS第16号「リース」
- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」
- 金利指標改革
- 気候変動

## ■ 付録

- 2020年12月31日以後に終了する事業年度に強制適用される新しい及び改訂された基準及び解釈指針
- IFRS 解釈指針委員会の2020年におけるアジェンダ決定
- 2020年12月31日以後に終了する事業年度に早期適用が可能となる新しい及び改訂された基準及び解釈指針

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年12月11日)

### [【DTT】『USGAAPとIFRSの相違点の理解』が掲載されました。](#)

デロイトは、USGAAPからIFRS（又はその逆）への移行時に財務諸表に影響を与える可能性のある最も一般的で重要な差異に焦点を当てた包括的な刊行物（全380ページ）を掲載しました。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年12月16日)

### [【IASB】IASB議長が新型コロナウイルス感染症及びIFRS基準の今後の動向について言及しました。](#)

日本公認会計士協会主催のバーチャルセミナーにおいて、IASB議長のHans Hoogervorst氏が基調講演を行い、以下に言及しました。

- 新型コロナウイルス感染症に対するIASBの対応
- IASB議長として過去10年間の主な進展の振り返り
- IASBの今後の計画（サステナビリティ、のれん、及びアジェンダ協議に重点的に取り組むことを含む）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆会議

(2020年12月21日)

### [【IASB】2020年12月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。](#)

2020年12月14日 - 16日に開催されたビデオ会議では、以下のトピックが議論されました（一部抜粋）。

#### ■ [IFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー（分類及び測定）](#)

##### 【暫定決定】

- なし

##### 【今後のステップ】

- 情報要請において公開で協議する事項を識別することに役立てるため、2021年前半にアウトリーチを実施する計画である。
- 情報要請を2021年第3四半期に公表する予定である。

#### ■ [資本の特徴を有する金融商品](#)

##### 【暫定決定】

- 当プロジェクトをリサーチ・プロジェクトから基準設定プロジェクトに移行する（公開草案の公表を可能にするため）。

- 各諮問機関の専門知識を引き続き利用し、当プロジェクト専用の諮問グループは設置しない。

## ■ 維持管理及び一貫した適用

### 【議論結果】

- アジェンダ決定「サプライチェーン・ファイナンス契約 - リバース・ファクタリング」を公表するという IFRS 解釈指針委員会の決定について反対意見が出なかったため、当該アジェンダ決定が最終化された。

## ■ 基本財務諸表

### 【暫定決定】

- なし

### 【今後のステップ】

- 公開草案「全般的な表示及び開示」に対するフィードバックについての議論を継続する。
- 次回の会議で再審議の計画について議論する。

なお、[IASB Update](#)（IASB による当会議の議事録）の日本語訳が、以下の ASBJ のウェブサイトにて公表されています。

日本語訳は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2020 年 12 月 4 日）

[【IFRIC】2020 年 12 月の IFRS 解釈指針委員会会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。](#)

2020 年 12 月 1 日・2 日に開催されたビデオ会議では、以下のトピックが議論されました（一部抜粋）。

## ■ 新規論点

- [IFRS 第 9 号「金融商品」 - 実質金利に起因するキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ](#)

### 【暫定決定】

- インフレ指数に基づく実質金利の変動から生じるキャッシュ・フローの変動性のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理することができず、関連する IFRS 基準は当該会計処理を決定するための適切な基礎を提供しており、基準設定プロジェクトに追加しない。

- [特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」）](#)

### 【暫定決定】

- 長期負債に条件が付されており、当該条件の遵守が報告日後の日にテストされる場合、IAS 第 1 号の修正を適用するにあたり、企業はたとえ当該条件を報告日後に充足すると見込んでいたとしても、報告日においては充足していないと考えられる。IAS 第 1 号の修正は上記の会計処理を決定するための適切な基礎を提供しており、基準設定プロジェクトに追加しない。

## ■ 最終化を予定しているアジェンダ

- [サプライチェーン・ファイナンス契約 - リバース・ファクタリング](#)

### 【暫定決定】

- リバース・ファクタリング契約により生じる負債に関する財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書及び関連する開示における表示について分析した暫定的なアジェンダ決定を、一部文言を修正した上で最終化する。

なお、[IFRIC Update](#)（IFRIC による当会議の議事録）の日本語訳が、以下の ASBJ のウェブサイトにて公表されています。

日本語訳は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆ワーク・プラン

（2020 年 12 月 18 日）

### [【IASB】IASB がワーク・プランを更新しました - 変更点の分析（2020 年 12 月の会議）](#)

2020 年 12 月の IASB 会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

< 主な変更点 >

- 基準設定プロジェクト
  - 資本の特徴を有する金融商品：現在のリサーチ・プロジェクトから、公開草案を公表可能な基準設定プロジェクトに変更（公開草案の公表時期：記載なし）
- メンテナンス・プロジェクト
  - セール・アンド・リースバックにおけるリース負債：2020 年 11 月 27 日に公表された公開草案へのフィードバックを 2021 年上半期に検討予定
- リサーチ・プロジェクト
  - IFRS 第 9 号「金融商品」（分類及び測定）の適用後レビュー：情報要請を 2021 年下半期に公表予定
  - IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー：2020 年 12 月 9 日に公表された情報要請へのフィードバックの検討を 2021 年下半期に開始予定
  - 共通支配下の企業結合：2020 年 11 月 30 日に公表されたディスカッション・ペーパーへのフィードバックを 2021 年下半期に検討予定

ワーク・プランは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆コンバージェンス

（2020 年 12 月 25 日）

### [【ASBJ】「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」が改訂されました。](#)

ASBJ は、日本基準及び修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の開発に関する検討状況、及び今後の計画の改訂を公表しました。

< 主な改訂点 >

- 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」に関する発行・保有等に係る会計上の取扱いに関する公開草案の公表時期：2021 年 3 月に変更（変更前：2021 年 1 月）

- 投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記の取扱いに関する公開草案の公表時期：2021年1月に変更（※6）（変更前：2020年12月）

※6 2021年1月18日に公表済み（詳細は [ASBJのウェブサイト](#) 参照）

[今月の記事一覧へ](#)

（2020年12月9日）

**[【ASBJ】第447回企業会計基準委員会の概要（投資信託の時価の算定に関する取扱いの検討及びリースに関する会計基準の開発）が公表されました。](#)**

ASBJは、2020年12月3日に開催された第447回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれん及び減損」へのコメントの検討（のれん償却の再導入に関する前回の委員会及びASAF対応専門委員会で聞かれた意見について）
- 投資信託の時価の算定に関する取扱いの検討（金融資産及び不動産を対象とした投資信託の時価の算定に関する取扱い、並びに適用時期に関するASBJ事務局の提案を含む）
- リースに関する会計基準の開発（サブリースに関するASBJ事務局の提案を含む）

[今月の記事一覧へ](#)

## < 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構
AASB	オーストラリア会計基準審議会
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会
Accountancy Europe	欧州会計士連盟
AcSB	カナダ会計基準審議会
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会
AICPA	米国公認会計士協会
ANC	フランス国家会計基準局
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ
ARC	会計規制委員会
ASAF	会計基準アドバイザリー・フォーラム
ASBJ	企業会計基準委員会
ASCG	ドイツ会計基準委員会
BCBS	バーゼル銀行監督委員会
BIS	国際決済銀行
CAQ	監査品質センター
CDP	気候開示プロジェクト
CDSB	気候変動開示基準委員会
CFA	CFA協会認定証券アナリスト

CMAC	資本市場諮問委員会
DPOC	デュープロセス監視委員会
DTT (又は) デロイト (※3)	デロイト トウシュ トーマツ
EAA	欧州会計学会
EBA	欧州銀行監督機構
EC	欧州委員会
ECB	欧州中央銀行
ECON	経済通貨委員会
EDTF	開示強化タスクフォース
EEG	新興経済グループ
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ
EIOPA	欧州保険・年金監督機構
ESAs	欧州監督機構
ESMA	欧州証券市場監督局
ESRB	欧州システミック・リスク理事会
FAP	タイ会計士連盟
FASB	財務会計基準審議会
FCA	金融行為規制機構
FDIC	米連邦預金保険公社
FinREC	財務報告執行委員会
FRB	連邦準備制度理事会
FRC	英国財務報告評議会
FSA	金融庁
FSB	金融安定理事会
FSI	金融安定研究所
GPF	世界作成者フォーラム
GPPC	6 大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会
GRI	グローバル・レポーティング・イニシアティブ
HKICPA	香港会計士協会
IAASB	国際監査・保証基準審議会
IAIS	保険監督者国際機構
IASB	国際会計基準審議会
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会
ICAI	インド勅許会計士協会
ICAS	スコットランド勅許会計士協会
ICPAK	ケニア公認会計士協会
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム
IFRIC	IFRS 解釈指針委員会
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議
IFRS Foundation	IFRS 財団
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ

IIRC	国際統合報告評議会
IOSCO	証券監督者国際機構
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会
IVSC	国際評価基準審議会
JICPA	日本公認会計士協会
KASB	韓国会計基準委員会
MASB	マレーシア会計基準審議会
NCUA	全米信用組合管理機構
OCC	米通貨監督庁
OIC	イタリア会計基準設定主体
PAFA	汎アフリカ会計士協会
PIOB	公益監視委員会
PRA	英国健全性監督機構
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会
SSB	サステナビリティ基準審議会
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース
UNCTAD	国連貿易開発会議
WSS	世界会計基準設定主体

※3 「DIT（又は）デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

### <お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響（[kyo.sakata@tohatsu.co.jp](mailto:kyo.sakata@tohatsu.co.jp)）、中井宏美（[hiromi.nakai@tohatsu.co.jp](mailto:hiromi.nakai@tohatsu.co.jp)）



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トー



マツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ( [www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) ) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、( [www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) ) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイト・ネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.